

仙台市農業委員候補者選定委員会における選定手順及び評価基準

(令和5年11月13日経済局長決裁)

仙台市農業委員候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、次の選定手順及び評価基準（以下、「手順等」という。）により、仙台市農業委員会の委員（以下、「農業委員」という。）に推薦された者及び応募した者（以下、「応募者等」という。）から農業委員候補者を選定するものとする。

I. 選定手順

農業委員候補者の選定は、次のとおり行う。

- 1 応募者等のうち、農業委員会法第8条第4項に規定されている次の(1)及び(2)の者は委員に任命出来ないため除外し、また次の(3)から(6)の者については委員となることが相応しくないため、選定委員会において協議の上、評価対象から除外する。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者との関係を有する者
 - (4) 仙台市税の滞納者
 - (5) 違反転用の指導対象者
 - (6) 遊休農地の所有者又は耕作者（農地法第32条第1項第1号及び第2号）
- 2 推薦又は応募の際に提出された書類の内容から、応募者等を次の3グループに分けて、IIの評価基準に則り、評点を付けることとする。

A：認定農業者又は認定農業者である法人の業務を執行する役員
B：農業委員会の所掌に属する事項に利害関係を有しない者
C：A又はBに属さない者
- 3 農業委員候補者の選出については、IIの評価基準による評価点数を基本とし、地域、年齢、性別等のバランスに配慮して次の(1)から(3)の順に合議により決定する。
 - (1) Aの該当者の中から10人を選出する。
 - (2) Bの該当者の中から2人程度を選出する。
 - (3) (1)で選出されなかった者とCの該当者を合わせた中から7人程度を選出する。
- 4 3の結果に基づき、選定委員会の意見として、農業委員候補者としての適任者を市長に報告する。

II. 評価基準

農業委員の応募者等については、推薦書及び応募書の記載内容に基づいて、表1から表3により評価を行う。

- 1 基礎評価は、A及びCグループに属する者については表1、Bグループに属する者については表2により、評点する。(45点満点)
- 2 人物評価は、表3により選定委員会の委員が各々評価し、その平均点を評点とする。(55点満点)
- 3 評価点数は、1と2の評点を合わせたものとする。(100点満点)

附 則

(実施期日)

- 1 この手順等は、令和5年11月13日から実施する。
(手順等の廃止)
- 2 この手順等は、令和6年7月14日をもって廃止とする。

表1 農業者の基礎評価（利害関係を有しない者以外）

45点

評価項目	評価内容	点数		配点
①推薦	農業委員として適任であると、推薦を受けた社会的に信頼のある者を評価する。 ・農業団体の推薦を受ける者は、地域貢献度や地域からの信頼が高く評価されているため、最も高く評価し、上記以外の者については、右記のとおり評価する。（※3）	農業団体の推薦（※1）	15	15
		・農業関係の法人の推薦 ・農業関係の規約のある団体（※2）の推薦	10	
		・農業関係以外の法人の推薦 ・農業関係以外の規約のある団体の推薦	5	
		規約のない団体の推薦	5	
		世帯員以外の個人の推薦	3	
		世帯員の個人の推薦	1	
②住所地	所掌事務に係る現地確認等に機敏に対応できるよう市内居住者が望ましい。	市内居住で耕作権がある農地等が市内にある者	5	5
		他市町村居住で耕作権がある農地等が市内にある者	3	
③職歴・学歴	・農業委員、農地利用最適化推進委員の職歴がある者は、農業委員会業務に精通していることから高く評価し、そのうち農業委員の職歴がある者をより高く評価する。 ・学識経験者（農業教育・研究機関等で教職・研究者の職歴がある者）や国・地方自治体の農政部門、農業関係団体の営農部門の職歴がある者、農業関連会社の職歴がある者は、農業に関する識見を有していることと見込まれることから、評価する。 ・農業に関する教育を受けている場合は、農業に関する識見を有していることと見込まれることから、評価する。	農業委員の職歴あり	10	10
		農地利用最適化推進委員の職歴あり	7	
		学識経験者、農業関係機関、農業団体、農業関連会社の職歴あり	5	5
		大学農学部、農業大学校、農業高校卒等	5	
④資格	農業に関する資格等がある者は、農業に関する識見を有していることと見込まれることから、評価する。	認定農業者・普及指導員・技術士（農業部門）	5	5
		上記以外の農業に関する公的な資格	3	
		農業等に関する資格	1	
⑤営農年数	農業に関する経験と知識の有無を判断するため、5年以上の営農を行っている者を評価し、更に10年以上の営農を行っている者をより高く評価する。	10年以上	5	5
		5年以上10年未満	3	

※1 農業協同組合、土地改良区、農業共済組合

※2 組織運営するための代表者・規約を定めている団体を指す。

※3 団体からの推薦については、必要に応じ団体の構成員や事業実績等について確認し、実態に応じた評価をする場合がある。

表2 利害関係を有しない者の基礎評価

45点

評価項目	評価内容	点数		配点
①推薦	<p>農業委員として適任であると、推薦を受けた社会的に信頼のある者を評価する。</p> <p>・農業団体の推薦を受ける者は、地域貢献度や地域からの信頼が高く評価されているため、最も高く評価し、上記以外の者については、右記のとおり評価する。(※3)</p>	農業団体の推薦(※1)	15	15
		法人又は規約のある団体(※2)の推薦	10	
		規約のない団体の推薦	5	
		世帯員以外の個人の推薦	3	
		世帯員の個人の推薦	1	
②住所地	所掌事務に係る現地確認等に機敏に対応できるよう市内居住者が望ましい。	市内居住	5	5
③職歴・学歴	<p>・農業委員の職歴がある者は、農業委員会業務に精通していることから高く評価する。</p> <p>・学識経験者(農業教育・研究機関等で教職・研究者の職歴がある者)や国・地方自治体の農政部門、農業関係団体の営農部門の職歴がある者、農業関連会社の職歴がある者は、農業に関する識見を有していると見込まれることから、評価する。</p> <p>・官公庁の附属機関等の委員についても、農業に関するものに限らず幅広い識見を有し、中立的な職務遂行が見込まれることから評価する。</p> <p>・農業に関する教育を受けている場合は、農業に関する識見を有していると見込まれることから、評価する。</p>	農業委員の職歴あり	10	10
		学識経験者、農業関係機関、農業団体、農業関連会社の職歴あり	5	5
		官公庁の附属機関等の委員	5	
		大学農学部、農業大学校、農業高校卒等	5	
④資格	<p>・農業に関する資格がある者は、農業に関する識見を有していると見込まれることから、評価する。</p> <p>・農業関係以外に関する資格等がある者も、その識見を職務の遂行に発揮できると見込まれることから、評価する。</p>	技術士(農業部門)、普及指導員、農業関係以外の国家資格	10	10
		上記以外の農業に関する公的な資格	5	
		農業等に関する資格又は上記以外の資格	3	

※1 農業協同組合、土地改良区、農業共済組合

※2 組織運営するための代表者・規約を定めている団体を指す。

※3 団体からの推薦については、必要に応じ団体の構成員や事業実績等について確認し、実態に応じた評価をする場合がある。

表3 人物評価

55点

評価項目	評価内容	評価区分	加重倍率	配点
①抱負・ 目標・ 意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員に就任した場合に取り組みたいことや抱負が記載されているか。 ・農業委員に就任することの意欲や熱意が感じられるか。 	候補者届の作文や推薦理由／応募理由等を評価し、項目ごとにa b c d eの5段階評価とする。配点は a：10点（非常に優れている） b：8点（優れている） c：6点（普通） d：4点（やや劣る） e：2点（劣る） とする。 ※特に考慮事項がない場合や標準的と評価する場合をcとする。	2	20
②適格性・ 理解度・ 遂行能力	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する職務を理解しており、職務を適切に遂行できると見込まれるか。		2	20
③貢献度・ 活躍期待度	<ul style="list-style-type: none"> ・経歴や現在の状況から、委員活動に貢献できると考えられるか。 ・農地法の適正、適切な運用が期待できるか。 		1.5	15